

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 9 月 14 日
契約責任者 日本郵政株式会社
代表執行役社長 長門 正貢

◎調達機関番号 431 ◎所在地番号 13

第 1 号

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 Eプロジェクト（仮称）新築工事
- (3) 工事場所 茨城県つくば市
- (4) 工事内容 本工事は、事務所の新築工事である。
なお、付随する各種設備工事は別途発注される。
敷地面積 約 16,220 m² 構造 プレキャストプレストレストコンクリート造 地上 3 階 延床面積 約 9,120 m²
- (5) 工期 平成 31 年 10 月 7 日まで
- (6) 使用する主要な資機材 コンクリート約 6,700 m³、鉄骨約 700 t、鉄筋約 1,200 t、PC材約 2,800 m³、板ガラス約 750 m²
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の工事である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格

- (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立のあった者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。
 - ③ 次の一に該当すると認められる者でその事実があった後 2 年間を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な

利益を得るために連合した者

- ウ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
- エ 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ その他、日本郵政株式会社に損害を与えた者

④ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他次の各号に掲げる者をいう。

ア 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

⑤ 反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある者

ア 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与していると認められる関係

イ 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係

ウ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

エ その他、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

⑥ 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本入札に参加しようとする者

⑦ 本入札に参加しようとする者、その役員若しくは使用人等又は下請負先若しくは委託先等が、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約しない者

ア 自ら又は第三者を利用して脅迫的言動、詐欺的言動若しくは暴力的行為又は法的な責任を超えた不当な要求をすること。

イ 自ら又は第三者を利用して甲の名誉、信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為

ウ 自ら又は第三者を利用して甲の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為

エ その他、前各号に準ずる行為

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に定める総合評定値の工事種別が建築一式で総合評定値は1,320点以上の通知を受けている単体企業の者であること。

なお、総合評定値の審査基準日は、競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から1年7か月前までの日を審査基準日とするもので、かつ最新のも

のであること。

- (3) 入札説明書に示す建物用途の建物で、平成 19 年度以降に元請けとして完成した（申込書及び資料の提出期限日までに完成しているものに限る。）、次の全ての要件を満たす工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

なお、①及び②は別件工事でも可とする。

- ① プレキャストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造いずれかの免震構造で、地上 2 階建て以上かつ延床面積が 7,300 m²以上の建物の新築又は増築工事。ただし、増築工事にあつては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満たしていること。
- ② 特別高圧受電設備を有する施設で、サーバー等の機器を設置するための室（マシン室、サーバー室等）の床面積の合計が 2,000 m²以上の建物の新築、増築又は模様替工事。ただし、増築、模様替工事にあつては、床面積の合計が 2,000 m²以上のサーバー等の機器を設置するための室を新たに設置した工事に限る。

- (4) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が 1 級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

- ② 入札説明書に示す建物用途の建物で、平成 19 年度以降に完成した（申込書及び資料の提出期限日までに完成しているものに限る。）、次の要件を満たす工事を 6 か月以上経験した者。ただし、増築工事にあつては、増築部分の工事内容がそれぞれ要件を満たしていること。（共同企業体の構成員としての実績については、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよいものとする。

・プレキャストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積が 7,300 m²以上の建物の新築又は増築工事

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（裏面に講習終了履歴の記載が無い場合は、別に監理技術者講習修了証が必要）を有する者であること。

- ④ 主任技術者又は監理技術者にあつては、申込書の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、申込書及び資料の提出期限日以前に 3 か月以上の雇用関係にあることをいう。

- (5) 申込書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省関東地方整備局又は茨城県から指名停止を受けていないこと。

- (6) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部署

① 設計図等(図面等貸与元)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号 日土地ビル 13 階
日本郵政株式会社 不動産部門 施設部 建築計画グループ 施工・コスト担当 電話 03-3504-4345

② 入札

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号 日土地ビル 13 階
日本郵政株式会社 不動産部門 施設部 統括グループ 契約担当 藤田裕規 電話 03-3504-4301

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

設計図の交付は、平成 29 年 9 月 14 日(木)から平成 29 年 9 月 27 日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分(正午から午後 1 時 00 分までを除く。)の間、(1)①の担当部署において貸与する。郵送(送料実費負担)を希望する者は(1)①の担当部署へ連絡すること。なお、設計図等以外の入札説明書、入札者注意書等は、日本郵政グループホームページ(建設工事関係)よりダウンロードすること。

(3) 申込書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成 29 年 9 月 14 日(木)から平成 29 年 9 月 27 日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分(正午から午後 1 時 00 分までを除く。)までに、(1)②の担当部署へ持参又は郵送(書留郵便等で配達記録が残るものとし、(1)②の担当部署に平成 29 年 9 月 27 日(水)必着とする。)すること。

(4) 入札、開札の日時、場所及び提出方法

平成 29 年 11 月 30 日(木)午後 1 時 05 分(ただし、入札書を郵送(書留郵便等で配達記録が残るもの。)する場合には、平成 29 年 11 月 28 日(火)までに(1)②の担当部署に必着とする。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号日土地ビル 13 階 日本郵政株式会社 不動産部門 施設部 大会議室
電送(ファクシミリ等)による入札は認めない。

4 その他

(1) 手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約の保証

要 詳細は入札説明書による。

(3) 入札の無効 入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者等の確認

入札説明書による。

(6) 手続における交渉の有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1) に同じ。

5 Summary

(1) Contracting entity: Masatsugu Nagato, President & CEO Japan Post Holdings Co., Ltd.

(2) Classification of the services to be procured: 41

(3) Subject matter of the contract: The newly-built construction work of E Project (tentative name), Japan Post Holdings Co., Ltd.

(4) Time-limit for the submission of application Forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m. 27 September 2017, or tenders submitted by mail: no Later than 27 September 2017

(5) Time-limit for the submission of tenders brought with: 1:05 p.m. 30 November 2017, or tenders submitted by mail: 28 November 2017

(6) Contact point where tender documents are available: Yasunori Fujita, Facility Management Department, Real Estate Division, Japan Post Holdings Co., Ltd. ; Kasumigaseki 1-4-1, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan, Phone Number: 03-3504-4301

入札説明書

日本郵政株式会社のEプロジェクト（仮称）新築工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令並びに関係規定類に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

2017年9月14日

2 契約責任者

日本郵政株式会社 代表執行役社長 長門 正貢

3 担当部署

(1) 設計図等（図面等貸与元）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 日土地ビル13階
日本郵政株式会社 不動産部門 施設部 建築計画グループ 施工・コスト担当
電話 03-3504-4345

(2) 入札（契約担当）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 日土地ビル13階
日本郵政株式会社 不動産部門 施設部 統括グループ 契約担当
電話 03-3504-4301

4 工事概要等

(1) 工事名

Eプロジェクト（仮称）新築工事

(2) 工事場所

茨城県つくば市

(3) 工事内容

別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工期

2019年10月7日まで

(5) 使用する主要な資機材 コンクリート約6,700m³、鉄骨約700t、鉄筋約1,200t、PC材約2,800m³、板ガラス約750m²

(6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式適用工事である。

(7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

5 競争参加資格

入札公告2に示すとおり。

6 設計業務等の受託者等

(1) 「4(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社松田平田設計

(2) 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 当該受託者の代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

7 競争参加資格の確認等

(1) 本入札への参加を希望する者は、入札公告に掲げる申込書及び資料を、持参又は郵送により提出し、契約責任者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。期限までに申込書及び資料等の提出をしない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間

2017年9月14日（木）から2017年9月27日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）

イ 提出方法

前記3(2)の担当部署へ前記アの提出期間の最終日までに持参又は郵送（書留郵便等で配達記録が残るものとし、最終日までに必着。）により提出すること。

ウ その他

後記(5)の通知に必要な返信用封筒として、申込者の住所、氏名を記載し、速達・一般書留郵便料金分（792円）の郵便切手を貼付した長3号封筒を提出すること。

(2) 申込書は【別紙1】により作成すること。

(3) 入札公告に示す施工実績及び配置予定の技術者の同種の工事の経験した工事実績の確認を行うに当たっては、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験した工事実績をもって行う。

(4) 資料は次により作成すること。

ア 施工実績

入札公告に掲げる要件を満たすことを判断できる同種の工事の施工実績（2007年度以降に完成しているものに限る。）を【別紙2】に1件記載すること。ただし、入札公告2(3)①及び②において、求める施工実績が別件工事の場合は、【別紙2】を別様で作成すること。

イ 配置予定の技術者

入札公告に掲げる要件を満たすことを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験した工事実績（2007年度以降に完成しているものに限る。）及び申込時における他工事の従事状況を【別紙3】に1件記載すること。この場合においては、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験した工事実績を記載することができる。ただし、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申込書を提出した者は、直ちに当該申込書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できないにもかかわらず入札をした場合においては、取引先の制限を行うことがある。

ウ 契約書の写し等

(7) 前記アの資料には、内容が確認できる次の書類を添付するものとする。

【別紙2】に記載した施工実績の契約書（写）の他、建築工事の確認申請書・計画通知書（写）、契約図書（写）及び施工証明書（写）、CORINSデータ（写）（竣工時カルテ）等のうち内容が証明できる書面。

(4) 前記イの配置予定の技術者の内容が証明できる書類については、申込時は不要とするが、落札者とされた者に対して確認を行うので、経験した工事実績の内容を証明できる書面、1級建築施工管理技士又は一級建築士の免許等（写）、配置予定の技術者の工事経歴書、監理技術者にあつては監理技術者資格者証又は監理技術者講習修了証（写）を契約に先立ち提出すること。

(5) 競争参加資格の確認は、前記(1)の申込書等の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は2017年10月11日（水）までに通知する。

(6) その他

ア 申込書及び資料の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び資料は、契約責任者による競争参加資格の確認以外に日本郵政株式会社において無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申込書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

8 入札説明書等の交付期間、場所及び方法等

設計図の交付は、2017年9月14日（木）から2017年9月27日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後5時00分（正午から午後1時00分の間を除く。）の間、前記3(1)において貸与する。

郵送（送料実費負担）を希望する者は交付担当部署へ連絡すること。貸与された設計図は入札当日までに貸与先に持参又は郵送の上、必ず返却すること。

なお、設計図以外の入札説明書、入札者注意書等は、日本郵政グループホームページ（建設工事

関係)よりダウンロードすること。

また、設計図には、設計図書のうち建築工事標準仕様書及び郵便施設標準詳細図(部位別編及び窓口まわり、サイン編)が含まれていないため、必要な場合は別途入手のこと。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認められた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限：2017年10月23日(月)午後5時00分

イ 提出場所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 日土地ビル13階

日本郵政株式会社 不動産部門 施設部 契約担当

電話 03-3504-4301

ウ その他：書面(様式は適宜)は持参するものとし、郵送、電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けない。

(2) 契約責任者は、説明を求められたときは、2017年11月6日(月)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 現場説明会

現場説明会は行わない。

11 仕様書等に対する質問

(1) 前記7により競争参加資格があると認められた者にあつては、現場説明書、図面及び仕様書等に対する質問を、質問事項を記載した書面を持参又は郵送により提出すること。電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けない。

おつて、質問がない場合は、「なし」と記載の上、提出すること。

ア 提出期間

2017年10月11日(水)から2017年11月9日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分までを除く。)

イ 提出場所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 日土地ビル13階

日本郵政株式会社 不動産部門 施設部 建築計画グループ 施工・コスト担当

ウ 提出方法

前記イの提出場所へ前記アの提出期間の最終日までに持参又は郵送(書留郵便等で配達記録が残るものとし、最終日までに必着とする。)により提出すること。

エ その他

後記(2)の質問回答書の写しの送付を希望する者は、返信用封筒として住所、氏名を記載し、速達・一般書留郵便料金分(792円)の郵便切手を貼付した長3号封筒を併せて提出すること。この場合、質問書の下部余白に「質問回答書(写) 郵送希望」と明記すること。

(2) 前記(1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

2017年11月20日(月)から2017年11月28日(火)まで

イ 閲覧場所

日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ→[会社情報](#)→[調達情報](#)→[一般調達情報](#)→[建設工事関係](#)→

[入札公告](#)→[会社](#)→[日本郵政株式会社](#)→[検索](#)

ウ その他

希望者には、前記3(1)の場所において質問回答書の写しを手交する。

12 入札、開札の日時、場所及び方法

(1) 入札方法

入札書は持参又は郵送(書留郵便等で配達記録が残るものに限る。)することとし、電送(ファクシミリ等)による入札は認めない。

(2) 入札期限等

ア 持参による入札

後記(3)の開札日時及び場所に同じ。

イ 郵便による入札

2017年11月28日(火)までに前記3(2)の場所に必着すること(書留郵便等で配達
の記録が残るものに限る。)

(3) 開札日時等

ア 開札日時

2017年11月30日(木)午後1時05分

イ 開札場所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 日土地ビル13階
日本郵政株式会社 不動産部門 施設部 大会議室

(4) その他

ア 入札参加者は、入札に先立ち、競争参加資格があることを確認した旨の通知書(以下「当該
通知書」という。)の写しを前記(3)に示す日時場所に提出すること。

イ 郵便による入札の場合は、当該通知書の写し及び後記14の工事費内訳書を表封筒と入札書
を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。詳細は入札者注意書による。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に
相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨
てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者で
あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の率
に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

エ 入札回数は、原則として2回を限度とする。

13 契約の保証

契約の保証 要。契約の保証の種類は、契約保証金の納付、契約保証金に代わる担保の提供(利
付国債)、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約とする。
なお、契約の保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。

14 工事費内訳書の提出方法等

(1) 第1回目の入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書について、
次により提出すること。

ア 作成方法

(ア) 工事費内訳書は自由様式とするが、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載し代表
者印を押印すること。

(イ) 工事費内訳書には次に掲げるものについて金額を明確に記載し、前記(ア)については特記仕様
書の種目毎に区分し、数量、単価及び金額等を記載した内訳明細書とすること。

① 直接工事費

② 共通仮設費 (注:直接工事費に含むことも可とする。)

③ 現場管理費計

④ 一般管理費計

イ 提出方法

(ア) 持参による提出

前記12(2)アに同じ。

(イ) 郵送による提出

前記12(2)イに同じ。

(2) その他

ア 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じ
るものではない。

イ 工事費内訳書の返却はしない。

15 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わ
ない場合は、社員を立ち合わせて行う。

16 入札の無効

本公告において示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚
偽の記載をした者のした入札並びに現場説明、現場説明書及び入札者注意書において示した条件等
入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には

落札決定を取り消す。

なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において入札公告に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

17 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

18 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書による。

19 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINSデータ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の他は、申込書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、入札公告に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の要否 要

21 支払条件

契約書案及び現場説明書による。

22 火災保険付保の要否 要

23 当該工事に直接関連する他の工事を当該工事の契約の締結者と随意契約する予定の有無 無

24 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に不服のある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先 内閣府政府調達苦情処理対策室 電話（代表）03-5253-2111）に対して苦情申立てを行うことができる。

25 関連情報を入手するための照会窓口

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 日土地ビル13階
日本郵政株式会社 不動産部門 施設部 建築計画グループ 施工・コスト担当
電話 03-3504-4345

26 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札者注意書及び契約書案を熟読し、入札者注意書等の内容を遵守すること。
- (3) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合は、競争参加（指名）停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、前記7の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 落札した総合建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
- (6) 申込書等のダウンロード
競争参加資格確認申込書【別紙1】、同種工事の施工実績【別紙2】及び配置予定の技術者の

資格及び経験した工事实績【別紙3】等の書式は、日本郵政グループホームページからダウンロードすることができる。

日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ→[会社情報](#)→[調達情報](#)→[一般調達情報](#)→[建設工事関係](#)→[入札公告](#)→会社[日本郵政株式会社](#)→検索

(7) 建物用途が相当するかどうかについて疑義のある場合は、次により照会することができる。

ア 照会場所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 日土地ビル13階

日本郵政株式会社 不動産部門 施設部 建築計画グループ 施工・コスト担当

電話 03-3504-4345

イ 照会方法

2017年9月14日（木）から2017年9月27日（水）の午前10時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までを除く。）に、軽微なものを除き原則として資料を持参するものとする。電話、郵送又は電送（ファクシミリ等）による照会及び建物種別以外の照会には応じない。

なお、照会希望日の前日午後4時00分までに、前記アの照会場所宛て事前に連絡を行うこと。

入札者注意書

日本郵政株式会社

入札は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

- 第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、図面、現場及び契約書案を熟知しておくものとする。
 - 2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書、図面、現場及び契約書案の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者は、入札の際、主務の社員に入札参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。
 - 2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面で主務の社員の確認を受けなければならない。
 - 3 前2項の確認を受けない者は、入札させない。
- 第3 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とする。
 - 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- 第4 入札書は、別紙様式により作成し、別に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。
 - 2 入札書を郵送する場合にあつては、次に定める方法で郵送しなければならない。(別添「郵便入札の注意事項」参照)
 - (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び連絡先を記載すること。
 - (3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。
 - (4) 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。
 - (5) 書留郵便等で配達記録が残る方法で郵便局に差し出すこと。
 - 3 入札書に記載する日付は、入札・開札の年月日とする。ただし、郵送する場合は、入札書を作成した日とする。
- 第5 入札者は、第4の規定により入札書を持参して入札箱へ投函した後、又は郵便局に差し出し契約責任者が受領した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
 - 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。

- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。

第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち合わせて（任意）行う。この場合において、入札者が立ち合わないときは社員を立ち合わせてこれを行う。

第9 次に該当する入札書は受理しない。

- (1) 第4の第1項又は第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 郵送の場合は、入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第10 次に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に係る競争参加資格のない者により提出された入札書
- (2) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書
- (3) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
- (4) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (6) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (7) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
- (10) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判読できない入札書
- (11) 入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (12) 明らかに連合によると認められる入札書
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札書

第11 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第12 入札書に内訳を記載する場合において、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

第13 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格（最高価格）のものを落札とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。この場合、くじ引きの順序はじゃんけんによる。
- 4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、社員にくじを引かせる。
- 5 落札者を決定したときは、入札に参加した者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、及び金額を口頭で通知する。ただし、第1項ただし書きにより落札者を決定した場合、又は郵送した者に対しては別に書面で通知する。
- 6 第1項本文の場合において、落札となる者がいないときは、直ちに再度の入札に付すことが

ある。

第14 落札者は、契約責任者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

第15 次に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。

- (1) 第12の規定により入札書の補正をしないとき
- (2) 落札者が第14に規定する期間内に契約書を提出しないとき

第16 次に該当する者は、入札に参加することができないものとする。

(1) 以下の各号に該当し、日本郵政株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- ア 不正又は不誠実な行為をした者
- イ 不法行為をした者
- ウ 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
- エ 安全管理の措置が不適切であると認められる者
- オ 契約相手方として不適切であると認められる者
- カ その他、日本郵政株式会社に損害を与えた者

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

(4) 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

ア 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

イ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ウ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(5) 契約責任者が定める資格を有していない者

第17 契約に要する費用は、全て落札者の負担とする。

建物用途

建物用途は下表の適用欄に「●」で示したものとする。

(「郵便局/事務所・研修所等」)

| 建築物又は建築物の部分の用途の区分 <建築基準法施行規則別表より抜粋(同種の用途を集約)> | 適用 |
|--|----|
| 一戸建ての住宅 | |
| 長屋・共同住宅 | |
| 寄宿舎・下宿 | |
| 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの | |
| 幼稚園 | ● |
| 小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校 | ● |
| 養護学校、盲学校又は聾学校 | ● |
| 大学又は高等専門学校・専修学校・各種学校 | ● |
| 図書館その他これに類するもの | ● |
| 博物館その他これに類するもの | ● |
| 神社、寺院、教会その他これらに類するもの | ● |
| 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | ● |
| 保育所その他これに類するもの | |
| 助産所 | |
| 児童福祉施設等(前三項に掲げるものを除く。) | ● |
| 隣保館 | ● |
| 公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。) | |
| 診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) | ● |
| 診療所(患者の収容施設のないものに限る。) | ● |
| 病院 | ● |
| 巡査派出所 | |
| 公衆電話所 | |
| 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務(郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を含む。)の用に供する施設 | ● |
| 地方公共団体の支庁又は支所 | ● |
| 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家 | |
| 建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設 | |
| 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの | ● |
| 工場(自動車修理工場を除く。) | |
| 自動車修理工場 | |
| 危険物の貯蔵又は処理に供するもの | |
| ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチング練習場 | ● |
| 体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。) | ● |
| マーチャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの | |
| ホテル又は旅館 | ● |
| 自動車教習所 | ● |
| 畜舎・堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 | |
| 日用品の販売を主たる目的とする店舗 | ● |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。) | ● |
| 飲食店(次項に掲げるものを除く。) | ● |
| 食堂又は喫茶店 | ● |
| 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) | ● |
| 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 | ● |
| 物品販売業を営む店舗以外の店舗(前二項に掲げるものを除く。) | ● |
| 事務所 | ● |
| 映画スタジオ又はテレビスタジオ | ● |
| 自動車車庫・自転車駐車場 | |
| 倉庫業を営む倉庫 | |
| 倉庫業を営まない倉庫 | |
| 劇場、映画館又は演芸場・観覧場 | ● |
| 公会堂又は集会場 | ● |
| 展示場 | ● |
| 料理店 | |
| キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー・ダンスホール | |
| 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの | |
| 卸売市場 | |
| 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 | |
| その他 | |

| 建築物又は建築物の部分の用途の区分 <貨物自動車運送事業法に基づく施設> | 適用 |
|--------------------------------------|----|
| 物流施設(貨物自動車運送事業の用に供する施設) | |

ただし、建築基準法第88条第1項に規定する工作物(準用工作物)及び建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物を除く。